

晚花集 天の川星のぬる夜は少なきを交野に鷹のわはぬ日はなし。 下河邊長流
六帖詠草 波よする渚の岡のはなすゝきなき名をたて、秋風ぞ吹く。 小澤 蘆 庵
同 ことやこの空にありてふ同じ名に流れて高き天の川なみ。 同
謠 曲 雲雀山

一同「それ狩場は四季の遊にて、時折節の興を増す。或、梓の真弓春くれば、霞む外山の櫻狩、雨は降り來ぬ同じくは濡るとも花の木陰に宿らん、扱また月は夜をのこす、雪には明るる交野の御野禁野についく天の河空にぞ雁の聲は居る。

楠葉村 附、葛葉野

今の楠葉村は和名抄に河内國交野郡葛葉久須波と見ゆ元明天皇の御宇に初めて都亭驛を設けられし處にして又葛葉野は其の附近の野なり其の他樟葉宮楠葉河楠葉渡等みな正史に見えて古來著名の處たりなほ楠葉の名稱の起因に就きては楠葉渡の條參照すべし。
續日本紀

元明天皇四年春正月丁未始置都亭驛山背國相樂郡岡田驛緩喜郡山本驛河内國交野郡楠葉驛攝津國島上郡大原驛島下郡殖村驛伊賀國阿閉郡新家驛。
日本後紀

桓武天皇延曆十一年閏十一月庚寅遊獵于葛葉野此の外屢遊獵ありし事逸史等に記したれども葛野と誤れるが如きものあるを以つて載せず。

樟葉宮趾 附、鏡池

楠葉村の東北交野天神社の後に在り繼體天皇の大伴金村村に丹波國より迎へられて居給ひし宮趾にして疆域六千餘坪長松青く砂白くして一塵を留めず碧水之れを環り清淨の閑地にして裡に一小丘あり同天皇の即位の式を行はせ給ひし處と傳へ今は楠葉祠廟を建て、頗古雅なり。
繼體天皇紀

元年春正月辛酉朔甲子大伴大連金村大連更籌議曰男大迹王性慈仁孝順可承天緒冀慰勲勸進紹隆帝業物部鹿鹿火大連許勢男人大臣等僉曰妙簡枝孫賢者唯男大迹王也丙寅遣臣連等持節以備法駕奉迎三國夾衛兵仗肅整容儀警蹕前驅奄然而至於是男大迹天皇晏然自若踞坐胡床齎列陪臣既如帝坐持節使等由是敬憚傾心委命冀盡忠誠然天皇意裏尙疑久而不就適知河内馬飼首荒籠密奉遣使具述大臣大連等所以奉迎本意留二日三夜遂發乃喟然而歎曰懿哉馬飼首汝若無遣使來告殆取蚩於天下世云勿謂貴賤但重其心蓋荒籠之謂乎及至踐祚厚加荒籠寵待甲申天皇行至樟葉宮二月辛卯朔甲午大伴金村大連乃跪上天子鏡劍靈荷再拜。
南方一町許の處に一池あり鏡池といふ廣袤四丁清澄にして月を賞するに宜し。
續古今 曇らじなますみの鏡かけそふるくすばの宮の秋の夜の月。 藤原 實 經

藤原繼繩別業趾

楠葉村の繼繩垣内は即別業の趾にして今纔に數百歩の地を存せり桓武天皇の屢交野に遊狩し給ふに當り行宮とし給ひし所にして詳しくは既に交野の部に記せり繼繩の後裔永く茲に宅し嘉禎の頃改繼と稱するもの交野天神社築營に際し資を投じて力を致しきと云ふ繼繩は右大臣豐成の第二子

して從五位下より累進して中納言に至り東奥に事あるに及び征東大使となりて功あり後中衛大將を兼ね右大臣に拜せられついで正二位に叙し延暦十五年齡七十を以つて薨せり桃園右大臣と稱し賻を賜ひ從一位を贈らる業趾今は私人の邸宅となり其の裔また全く絶はたり

楠葉河

雄略天皇の市邊押磐皇子を殺し給ひしとき皇子の二子億計(仁)弘計(宗)の播磨に通れんとし途にして渡り給ひし玖須婆之河は即楠葉村の河にして淀河の此の村に屬せる一部の分稱なるべし古事記安康天皇の段

於是市邊王之王子等意富邪王袁邪王桂聞此亂而逃去故到山代苅羽井食御糧之時面踪老人來奪其糧爾其二王言不惜糧然汝者誰人答曰我者山代之猪甘也故逃渡玖須婆之河至針間國入其國人名志自牟之家隱身役於馬牛甘也

楠葉渡

昔崇神天皇のとき四道將軍を發して天下を順撫し給はんとせしに其の一人大彥命童謠によりて將に京師に事あらんを察し遂に天皇に奏して庶皇兄建波邇安彥命を誅して天下を定め給ひき楠葉渡は即賊軍の塵にせられし處にして且其の名稱の如きも實に此の戦争より起れり(祖何處か詳)今左に記紀を引きて之れを徴かさん

古事記同天皇の段

爾日子國夫玖命乞云其嗚人先忌矢可彈爾其建波爾安王雖射不得中於是國夫玖命彈矢者即射建波

邇安土而死故其軍悉破而逃散爾追迫其逃軍到久須婆之度時皆被迫窘而屎出懸於禪故號其地謂屎禪今者謂久須婆

崇神天皇紀

其軍衆脅退則追破於河北而斬首過半屍骨多溢故號其處曰羽振苑亦卒怖走屎漏于禪乃脫甲而逃之知不得免叩頭曰我君故時人號其脫甲處曰伽和羅禪屎處曰屎禪今謂樟葉訛也又號叩頭之處曰我君

久修園院

樟葉村に在りて俗に釋迦堂と號し元正天皇の靈龜二年僧行基の創建せし所にして寺傳によれば聖武天皇も勅して院領の地若干を賜ひきといふ故を以つて今は眞言宗奈良の西大寺の屬寺に過ぎざれども寶物に傳跡確丸釋迦立像傳宗覺律師作愛染明王像傳行基作不動明王像及び傳宗覺律師作の塔等ありて共に美術工藝上の逸品たり(久修園院の稱益郷名の楠より來たる)

鶯關

關亦楠葉に在りて元明天皇の和銅四年初めて置かれし都亭驛の趾なりといふ中世足利尊氏軍一たび敗れて丹波の笹山に潜ひや村甲に長澤某といふ者あり往いて鶯を贈り之れを慰めしに尊氏賞するに一首の歌を以つてし而して歌句の中鶯の關云々とありしより竟に此處を鶯の關と喚稱するに至れりとぞ今は東西百八十間南北百間許の田圃にして歌は長澤家に残りしが明治元年の洪水に終にこれを失なひ今は亡し

野崎觀音

福聚山慈眼寺と稱し曹洞宗山城國綴喜郡地藏院の末寺にして西條村大字野崎に在り傳記亡びて創建の年代知る可からずといへども印度波羅奈國大悲の聖蹟を模したるものと傳へ寺前の小池今もなほ波羅奈澤と呼べるを以つて見れば其の古刹たりしは殆疑ふべからず本尊は三尺八寸の觀世音にして僧行基の刻みし靈像と傳へ其の名極めて著し中世永く廢絶に歸せしを一條天皇の御宇難波江口の遊女嘗痾に罹りて和州泊瀬の觀音に詣でしに靈夢に感じて更に當山に來たり參籠祈願すること七晝夜にして病惱頓に癒ゆしかば是に於いて寺の再興を企て數年にして堂宇坊舎悉成り遊君は中興開基と爲りて像は本尊と共に堂に安置せり爾來靈佛の名四方に高く來たりて賽する者漸多く伏見天皇の永仁二年僧入道寺職となりて法運の二たび衰頽に赴かんとするを悲み優婆塞秦氏と共に力を戮はせて破を修め頽を補ひしが永祿八年三好松永の兵燹に罹りて焦土となり元和中僧青崑錫を茲に留めて再興せしもの即今の伽藍是れなり飯盛の山脈西に馳せて更に壹峰となりたる半腹に靠り封疆一千四百坪西方の石燈を上りて門を入り歩すること數十武にして二たび十數級の石段に到り踏み盡くせば即本堂あり堂は南に面して方五間左に三十三所觀音堂あり右に長廊あり屈曲高低して方丈に至り其の中央に開基堂を狭めり南には藥師堂阿彌陀堂あり開基堂の後一段の高所に君塚と稱し九輪の石塔あり即江口君の爲に建てしものなり傍に行者塔あり其の他羅漢堂等の堂宇及び石佛塔甚多く例年櫻花の時と楓葉の節との二期を以つて無縁經を修し賽者群集肩摩して立錫の地を餘さず昔は浪華の老若にして寺に賽するものは舟にて寐屋川を溯り一は陸路を取り兩者互に罵詈嘲弄するを以つて例とし稱して野崎參りといひしが今は多く汽車に依り此の事廢

れき地亦聘望に富み山下には東高野街道南北に通じ道を隔て、寢屋川の一水帯の如く田疇の間を西流し其の盡頭には浪華の巨城巍然として聳ゆ呼ば將に應ふ可く廿萬の戸は淡く煤煙の裡に包まれ海を隔て、播淡の山容亦依稀たり殊に菜花の頃は黄金滿地遠く數里に亘りて更に佳曠なり故を以つて四時の遊客絶ゆることなく山下には旅館割烹店多くして亦賽者に便なり。

須波麻神社

同村中垣内の字宮の上に在り大國主神を祭れる延喜式内の社にして今郷社たり社域約四百坪を有し末社あり老杉古松數十章社殿を護り本殿は桁行一間梁行四尺の小社なれども氏子百五十九戸を有せり。

飯盛山城趾

四條村の東に方り一峯の姿勢凡ならざるもの之れを飯盛山と稱す蓋其の形の飯を盛りたるに似たるを以つてなり。

山の名の飯もりぬるは五畿内の河内鍋にて焚くにやあるらん。 築 貞

城趾は其の頂に在り登路三條にして中に東高野道よりするものを最便とす建武元年北條高時の族にして南都の僧たりし僧正憲法はじめて此に築き叛旗を懸し、が忽にして補正成に陥れられ後正平四年高師直の正行と四條畷に戦ふに當りて其の一陣は此に屯し同二十三年三月十五日補正儀和田正武の八尾千劔破赤坂と此所との四城に一時に義旗を擧げしとき恩地左近太郎守將となり細川頼之の將佐々木道譽同高秀同崇永山内崇譽土岐善忠等の一萬餘の大軍を受けて竟に屈せり。後

島山氏の臣此に居り、永祿年中三好修理大夫長慶の執政となるや、松永彈正少弼久秀をして京師の政務を掌らしめて、其の身は此に住し、元龜三年に至りては、遊佐信教、島山昭高を輔けて、此を守りしが、尋いで奪ひ、翌四年織田氏に攻められて、陥り、遂に廢墟となれり。廣袤約三十六町、地勢凹凸をなし、石壁斷續して、今なほ存し、殘礎横たはり、折戟埋まれり。古來三本松と呼びし老樹は、今は枯死したれども、龍幹なほ槎枿として立ち、時に風を喚びて、怒號し、轉當年を恐ばしむるものあり。

三好別記

飯盛には連歌の會ありて、永義(慶長)冬康、宗養、紹巴など列座す。三の折すぐる時分に、實休討死の注進狀を永義に捧る。永義一見して、懷中し座を不動、色を不變、時に傍人

と云々、座中つけわづらひしに永義

と云々、座中つけわづらひしに永義

とありしかば、諸人みな入奥、冬康は古沼のと吟じ出だされけると共に珍重くと云々(中)連歌はてのち實休うち死の由を座中へ披露し、さだめて敵發向あるべし、早く入浴せよとて、宗養、紹巴以下の客を歸し遣さると云々(同)三好家系圖實休の下には發

津鉾神社

甲可村大字岡山の中央、忍ノ岡に在り、式内の社にして、應神天皇、速王之男神、藤原鎌足を合祀せり。由緒詳かならず、明治五年村社に列せられ、社域一千七百七十四坪を有せり。

忍の岡

四條驛の停車場を距る十數町、甲可村大字岡山の中央に隆起せる孤丘、是れなり。登臨すれば四方眼を遮るものなく、風光絶佳なり。元和の役、徳川秀忠の營して、牙旗を建てし所にして、今喬松一株あり、翠蓋地を覆ひて、常に翠雨を降らし、長久の松、或ひは忍松と稱せり。岡亦古來の名所にして、古歌あり。

法印 覺 寛

後押小路公忠

讀人しらす

本居 宣 長

本居 太 平

國中神社

同村大字中野の産土神なれども、東方の大字清瀧の地に鎮座せり。以前の祭神詳かならず、今菅原道真を祭り、天神と稱せり。社域三千二百九十餘坪を有して、裡に三神社、兩宮社、八阪社、猿田彦社、吉備社、天神社、稻荷社等七座の末社羅列し、氏子二百二十餘戸あり。

鴈塚

同村大字中野の枚方街道の左傍に在り、塚上一碑を植ゑ、表に鴈塔の二字を鐫し、左右後背に文を勒せり。碑の高さ五尺餘、基石方三尺にして、花岡石を以つて作れり。文明の昔、邑の人出で、獵し、郊外に鴻雁

嚶々たるを見射て其の一雉を得就いて之れを見れば首なき雄鴻なりしかば大いに之れを怪みしに後數句を経て一雌鴻の哀號して來たるを獲しに羽翼の中雄鴻の首を包めり是に於いて前に獲たるものは其の雄なるを知り且鴻雁の愛着深きを感じ悲傷涕泣弓を折り矢を擯き悔恨骨に徹し遂に出家して其の菩提を吊ひ雌雄を併はせ藏め石を建て之れが標と爲せりと稱し傳へて美談となせり後其の碑亡びて現今の碑は寛延二年寺尾某の先趾に就いて建設せしものたり。

廢正法寺趾

大字清瀧の西南に在り疆域詳かならざれども天平年中僧行基の開基に係り小野山正法寺と稱して一大伽藍なりきと云ふ建武より應仁の戦亂に際し灰燼に歸し慶長元和の役に二たび却火に烏有となり纒に一柱石を剩ししが明治九年補正行墓前の盥水盤と爲り寺域は全く田圃と變ぜり。

清瀧

大字清瀧に在り大字逢阪の龍王池の水溢れて西に流れ清瀧山の團子石と稱する所より來たれる溪流を合はせ山の西麓字瀧ヶ谷に懸りて一大瀑布を爲せるもの直下四十餘尺幅十八尺下流は清瀧川と爲り寐屋川村の河北に至りて寢屋川に注ぐ溪間には奇岩怪石多く瀑上には楓樹有り秋霜ひと度至れば忽一團の絳雲を留め本州より大和に至る大和街道に近くして而も甚幽寂なり。

清瀧峠

清瀧の東同名の山頂にして謂はゆる清瀧街道なり巨石多くして徑路を夾み雙び峙ちて相對し宛然

門を爲せり斯の門を過ぐれば一縷逶迤として直ちに大和に入る。

龍尾寺

甲可村東北の小丘茶臼山の頂に在り隣邑野崎の慈眼寺末にして本尊十一面觀世音佛は丈三尺三寸名匠春日の作なりとぞ開基は僧正行基と傳へ初は禪宗なりしが中世廢寺となり寛永年中に至りて僧某の再興せし所たり俗に茶臼山觀音と稱し時々賽者あり數十級の燈を拾ひて登れば近く澱江の拖藍を扣へ遠く淡海の碧齋を望むを得風光佳なり。

權現瀧

茶臼山の奥に當り數丁を隔て、既に水聲の鞞鞞たるを聞くもの即是れなり。水源を生駒の山間より發し、淙々たる溪水幾條相聚りて權現川となり同名の山を落下して此の瀑布を爲す高さ五十尺幅二十四尺飛沫は四時の雪を吹き樹は潤ひて石は緑を爲し頗奇觀にして而も陰森の氣肌骨に透る。古は瀧の邊に權現堂あり遂に此の川名と瀧名とをなすに至りしが今は亡し。

四條噺神社

飯盛山下に鎮座せる別格官幣社にして贈從二位補正行を主神とし補治郎正時補左近將監正宗同人子息和田實秀和田新兵衛大塚掃部介惟久河邊石擲丸青屋刑部野田四郎同人子息二人金岸某同人舎弟開住良圓同人子息三輪西阿同人子息和田紀六左衛門同人子息二人島山六郎譽田某阿間了願等二十四人を配祀せり山下は即四條噺にして正行の千歳の恨事を齊らして一族郎黨と共に戰歿したる

所なり。又或ひは云ふ中河内郡枚岡南村大字四條は當時の四條畷にして正行の首を授けし處なりと。思ふに四條畷は或ひは然らん然れども戦歿せし處は恐らくは此の附近ならん。明治の初年に至るまで星霜を経る五百有餘歳に一基の墳墓を剩して喬楠これを守り徒に荒草の裡に没せられて人の省みるものあらざりしが明治の聖世と爲るに及びて同六年十二月十五日從三位を追贈せられ同十年二月 聖上の道明寺に行幸あらせらるゝや特に勅使を遣はして墳墓を吊祀し金幣を賜はり同廿二年六月地を此處に卜して本社を創立し社格の宣下を出願して十二月に別格官幣社に列せられ四條畷神社と稱せり。しかのみならず創立費・保存費・建築補助費として宮内省・宮家内務省等より併せて一萬四千三百圓を下賜せられ同二十日本殿の竣工式を擧げ越えて翌二十三年一月三十一日宮内省より神靈を大阪府廳に奉送し同二月一日京都に御一泊あり翌二日府廳に着御し同四月五日神靈奉納式あり翌日より三日間鎮座祭を行ひ茲に飯盛山下一異彩を見るに至れり。抑、正行は正成の嫡男にして後醍醐天皇の嘉暦元年に生れ弟あり次を正時と云ひ季を正儀と云ふ。延元元年足利尊氏の西國より來たりて將に禁闕を侵さんとするや新田義貞出で、兵庫に拒ぐ。天皇更に正成をして之れを援けしむ。正成奏して曰はく賊新たに九州の銳兵を收めて來たる我が兵は疲れて且少なし宜しく車駕叡山に行幸し賊の京師に入るを待ち畿甸の精英を萃め夾撃して一擧に殲すべしと。然れども藤原清忠の爲に沮まれ事の爲す可からざるを知り兵五百を率ゐて京都を發し攝津國三島郡櫻井驛に至りて正行を召し恩賜の寶刀を授け遺言して河内に還へす。正行時に年甫めて十一、共に隨はん事を請ひしが聽されずして河内に歸り正成の遂に港川に死するに及びて自害せんとして母に諫止せられ爾後、父の遺訓と母の慈誠とを服膺して一意時機の到るを待つ。後天皇の花山院より出でさせ給ふに及びて和田次郎等と之れに赴き後村上天皇の踐祚の初屢兵を出だして紀河の間を鎮し其の後或ひは葛

井寺に細川顯氏を破り或ひは遠里小野に山名時氏の軍を蹂躙して之れを淀河に擠し志士をして大いに意を強らせしむるに至りしが翌正平四年高師直の大擧して來たり攻むるに及び四條畷の一戦遂に首級を賊軍に授くるに至れり是れより先賊軍大擧來襲せんとするを聞き吉野の行宮に詣りて決死の意を奏し中河内郡往生院に本陣を敷きしに敵は既に八幡を發し來たりて伊駒山南飯盛外山及び四條畷の四處に陣せり。正行因りて四條隆資をして飯盛山に向はしめ身づから兵三千を以ゐて四條畷に進み奮戦手づから數十人を斃し、が遂に師直の首を擧ぐるを得ず身また重創を被り正時と交刺せり時に年二十三、從兵皆自殺し其の他宗族和田紀六郎左衛門及び二子野田四郎及び二子三輪西阿及び子開住良圓、金岸兄弟、畠山與三、畠山六郎、河邊石掬丸、阿間了願、野田某等二十三人從兵數百人悉戦歿せり。正行死して南風竟に競はず北雲世を蔽ひて天日影暗く南北合同するに至りて漸奮に復するを得たりき。

社域は飯盛山下に在りて甲可村大字南野に屬し村の四條畷停車場より東方二町許にして華表あり是れより兩側櫻楓樹を栽植し賽者は春秋絳霞の洞を入り五町にして石燈に達す。燈は面を展して起り拾ふこと一百級にして社に到る。七千餘坪の疆域地高くして風清く門を入れば右に社務所、手水舎、繪馬所あり。繪馬所は石壁に據りて構へ石壁は二層を爲して層下に梅櫻を植ゑたり。又一華表あり。左右に玉垣を繞らし入れれば拜殿あり。構造は桁行十三尺二寸、梁間十五尺八寸、屋根は檜皮葺入母屋造にして其の左方に神饌所あり。拜殿の後方に中門あり。透塀左右より起り以つて本殿を圍めり。本殿は桁行八尺、梁間七尺、貳寸、屋根檜皮葺全般の構造閑雅にして一拜直ちに感慨の措く能はざるものあり。境の四周點植するに櫻楓樹を以つてし南に征清紀念標あり。礎石は白花岡石三層より成り上に長さ五十八尺、重さ二十六噸の鏤標を置き忠勇報國遐邇具瞻の八字を題せり。明治廿八年西村捨三の全國教

育家及び有志者に謀りて建てしものにして、文字は金色燦然として遠く見るを得、一たび眸を放てば近く攝河泉の野菜花黄稻の景を見殊に浪華の萬戸煤煙淡く之れを蔽ひ恰羅絹に包めるが如く、遠く浪華灣の碧波を越えて播州の翠巒淡島の青黛を望み、景云ふ可からず。

社寶に宮内省御下賜の備前長船長守作寶劔一振有栖川宮親筆華表題字二幅、稻葉正邦寄附大刀一振、同上陣袍壹領、池田輝知寄附太刀壹振、西四辻公業寄附備前行政作太刀一振、山地元治寄附肥前忠廣行廣作太刀一振、河田景興寄附青江貞次作短刀一口、稅所篤寄附波平安秀在銘短刀一口、品川彌次郎寄附森寬齋筆小楠公畫像一幅、杉孫七郎寄附懷良親王筆補正成畫像一幅、三條實美寄附楠公眞跡摺本壹幅、土方久元寄附細書御神像一幅、西材拾三寄附日置兼次作太刀一振、折田年秀寄附月山貞一作刀劔一振、俣野景爲寄附刀劔一振、田原小三郎寄附月山貞一作刀劔一振、吉田嘿寄附大隅貞次作刀劔一振、同上南朝劔一本、兒島惟謙寄附備前長光作古劔一筋、立石包正寄附景信筆補公訣兒の畫一幅、岡本榮三郎寄附正宗在銘刀劔一振、濱田元七寄附村正在銘刀劔一振、安井源治郎寄附初代村正在銘短刀一振、宮崎鐵幹寄附兜一個、守住貫魚寄附古具足一領、補久兵衛寄附茶碗一個、(孝明天皇御物と)同上古鏡一面、奥村淺治郎寄附菊水模様鉢一個、水野彌兵衛寄附籠一個、同上和田藏人書補正儀與書壹幅、清海安五郎寄附小楠公自筆短冊壹幅等あり。

御机神社

同村大字南野の字ノコリ地蔵と稱する處にあり、延善式内の社にして、須佐男命を祀り、社城六百坪に満たざれども數株の老松其の他雜樹の盤桓せるあり、殊に地は別格官幣社四條畷神社の後に當れるを以つて更に一段の莊嚴を増せり、傳へ曰ふ古は邑の東方飯盛山の北宮谷に鎮座ありしが、後中野村

大上の地(現今大字邊に屬せり)に遷し、後又東方の字瀧に移し、三たび現今の地に遷座せしものなりと、境内末社四座あり、即、水神社、藤木社、神明社、稻田社は是れなり。

楠正行墓

大字南野の西南四條畷を距る二三町に在り、封疆一千餘坪、中央に一株の老楠樹ありて幹の周圍二十八尺、枝椏四方に延びて方二十餘間に及び、鬱蒼として晷影を遮れり、其の下は即墳墓にして、傍に高さ一丈五尺、巾五尺の巨碑屹として立ち題するに、從三位楠正行朝臣之墓の十字を以つてせり、明治十年時の縣令稅所篤の村民と共に謀りて立てし者にして、書は故大久保利通の筆なり、他に亦二碑あり、高さ一は六尺餘、一は八尺餘、共に文を鐫る、又茶所及び四條畷神社宮司の邸舎あり、維新以前は只此の老樟の下に南無權現と勸せし自然石の一小碑と文化四年建てし一碑との寂寥を護るに過ぎず、絶て賽者の片影だも見ざりしが、明治の聖代に遇ひて忽この建設を得、是に誠忠は愈々表彰せられて、臣下の師表子弟の模範となり、殊に靈は近く四條畷神社に祀られ人をして低回顧望去る能はざらしむ、吉野拾遺。

楠正行の墓所にいかなる者のわざにや有りけん書きつけたる、楠の勝のしるしを來て見れば、誠に石となりけるかな。

和田源秀墓

正行の墓を北に距る數町、東高野街道の右傍、小字藥師に在り、源秀は和田正遠の二男、正朝の弟にして、幼時滿仁王丸と稱し、稍長じて八尾別當顯幸の法弟と爲り、和田新發智源秀と云ひ、正平四年正月楠

正行と共に京軍を此の地に邀かへ大いに高師直と戦ひ屢これを破りしが遂に一族従兵と共に茲に戦死せり墓はもと邑の森下某の有に屬し拳大の地なりしに明治三十年偶々正行の五百五十年祭を行ふに當り大いに瑩域を擴め又花卉を植ゑたり碑あり高さ五尺許基石二層にして花岡石を以つて成り繞らすに石柵を以つてし松樹兩三章之れを護れり碑面には和田源秀戦死墓七字を勒して裏に

ひかし間へばす、き尾花のあらしふく。
の一句を鐫し天保二年浪華の人永田某の建てし所なり人の正行の廟墓に詣する者にして來たりて吊はざるはなく掃除の跡常に新たにして香花絶ゆることなし。
太平記。

和田新發意いかにして紛れたりけん師直が兵の中に交りて武藏守(直)に刺し違へて死なんと近づきけるを此のほど河内より降参したりける湯淺本宮太郎左衛門といひける者これを見知りて和田が後へ立ち廻り諸膝切りて倒るゝ所を走り寄せて頸を掻かんとするに和田新發意朱を洒ぎたる如くなる大の眼を見開きて湯淺本宮をちやうと睨む其の眼終に塞かずして湯淺に首をぞ取られける大剛の者に睨まれて湯淺臆してやありけん其の日より病つきて身心惱亂しけるが仰げば和田が恐りたる顔天に見れば俯けば新發意が眼地に見て怨靈五體を責めしかば軍散じて七日と申すに湯淺わがさ死にぞ死しにける。

田原城趾

田原村上田原村の東南に在り永祿年中田原對馬守の據守せし處にして今城山と呼び高さ五丈餘周回四町三十間溝渠を繞らし回字形を爲せり頂上に住吉大神を祀り雜樹鬱として山を蔽ひ附近には

城ノ下土井ノ内と唱ふる字地等あれども其の興廢詳かならず。

秦河勝館趾

豊野村大字秦の觀音山に在り二三坪の地にして自然に一區劃を爲し裡に高さ八尺の五輪塔あり基石に四百餘字の銘を勒すれども紫苔蝕し蝸篆亂れて殆讀むべからず河勝は山城國葛城の人推古天皇十一年聖德太子の佛像を尊崇して群臣に之れを拜せしめんとせらるゝや河勝その像を受け蜂岡寺を造りて之れを安置し又太子と共に守屋を攻めて遂に其の首を斬る等佛教上に貢獻する所尠なからざりき其の他或ひは東國の愚民の妖説を信じて誑惑せらるゝを論し、事等みな正史に見えたり然れども其の終りし所詳かならず。

鍛冶秦行網宅趾

村の南方鍛冶屋垣内と稱する處は其の趾と傳へ方壹町の地にして今は民宅たり相傳ふ後鳥羽上皇諸國の名匠を徵して刀鍛を造らしめ給ひしとき行網第一の撰に入りきと今趾に獻刀谷と稱する字地のあるは是れに因りしものならん又近く冷泉あり徑三尺許奇石を以つて疊み水透徹して甘美を帯び鑄る所の鋒刀を淬すに用ひしものなりと云ふ。

細屋神社

同村大字秦の字樂田に在り祭神及び由緒詳かならざれども延舊式内の惣社にして現今社域二百二十坪を有し村社たり。(式に豊野村は茨田郡に在り然れども)

高宮神社

延喜式内の社にして同村大字高宮の中央字一方町に在り天剛風命を祭れり命は萬魂尊兒天剛川命高宮神主等の祖なり明治五年郷社に列せられ境内僅に九十餘坪に過ぎざれども裡に本殿拜殿社務所等あり殆六百に近き氏子を有せり。

三代實錄
清和天皇貞觀元年正月廿七日從五位下河内國高宮神授從五位上

高宮大社祖神社

高宮神社の東南に鎮座せる式内神社にして天萬魂命を祀り明治四年村社に列せられたり。

鶯關

寢屋川村大字堀溝の大念寺封疆は其の趾なりと稱すれども今詳かならず河内志には康資王母家集の
我が思ふ心も盡さぬゆく春を越へずも留めよ鶯の關
の歌を擧げて此の地と断定したれども名勝圖會は竹の内峠の邊と書して河内志の説を誤なりと云へり孰れか是なるを知らず。

明治三十六年四月十一日印刷

同 年四月十四日發行

大阪府

忠愛社々主

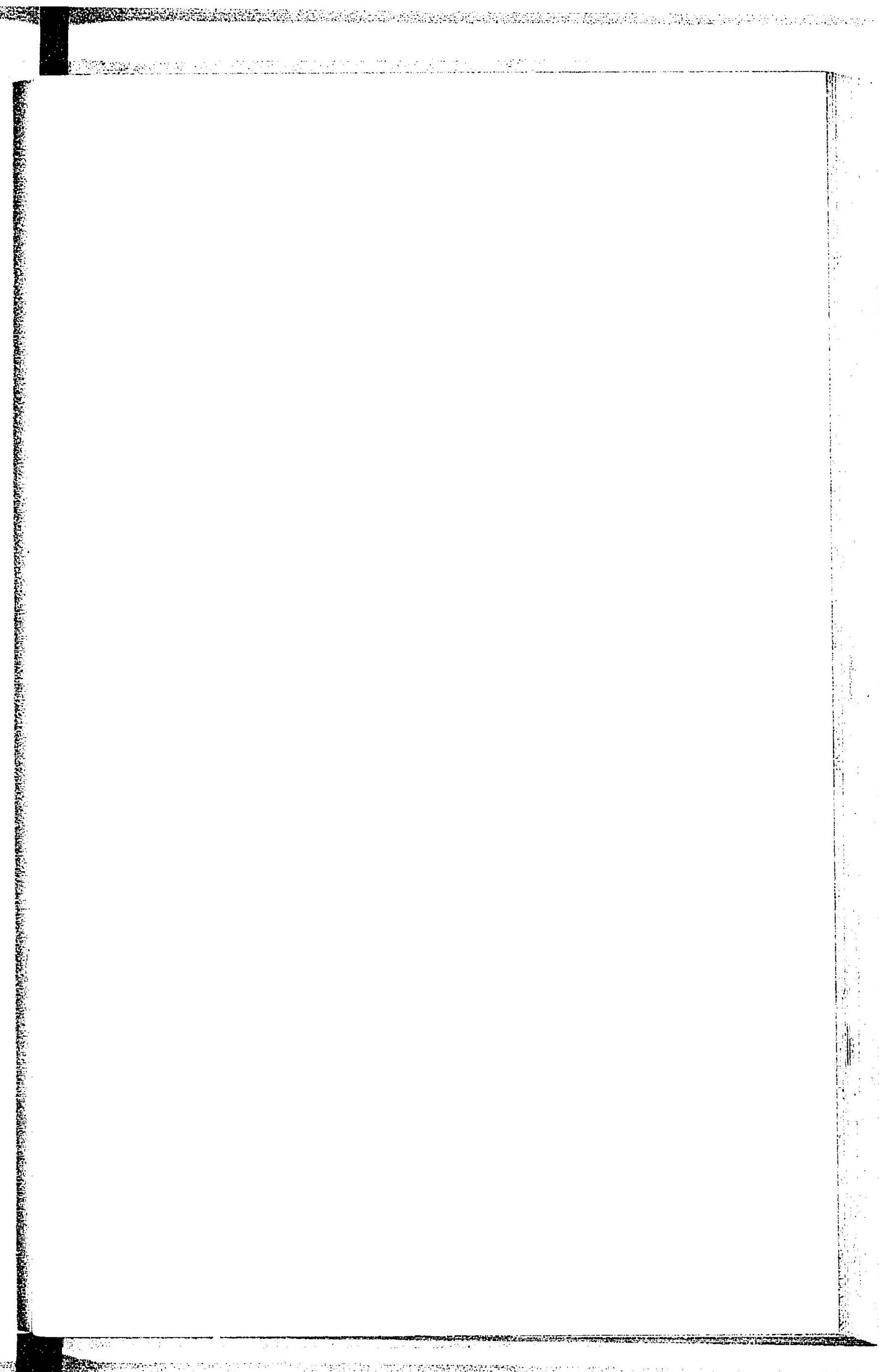
印刷者 太田實


東京市本所區中ノ郷原庭町十七番地

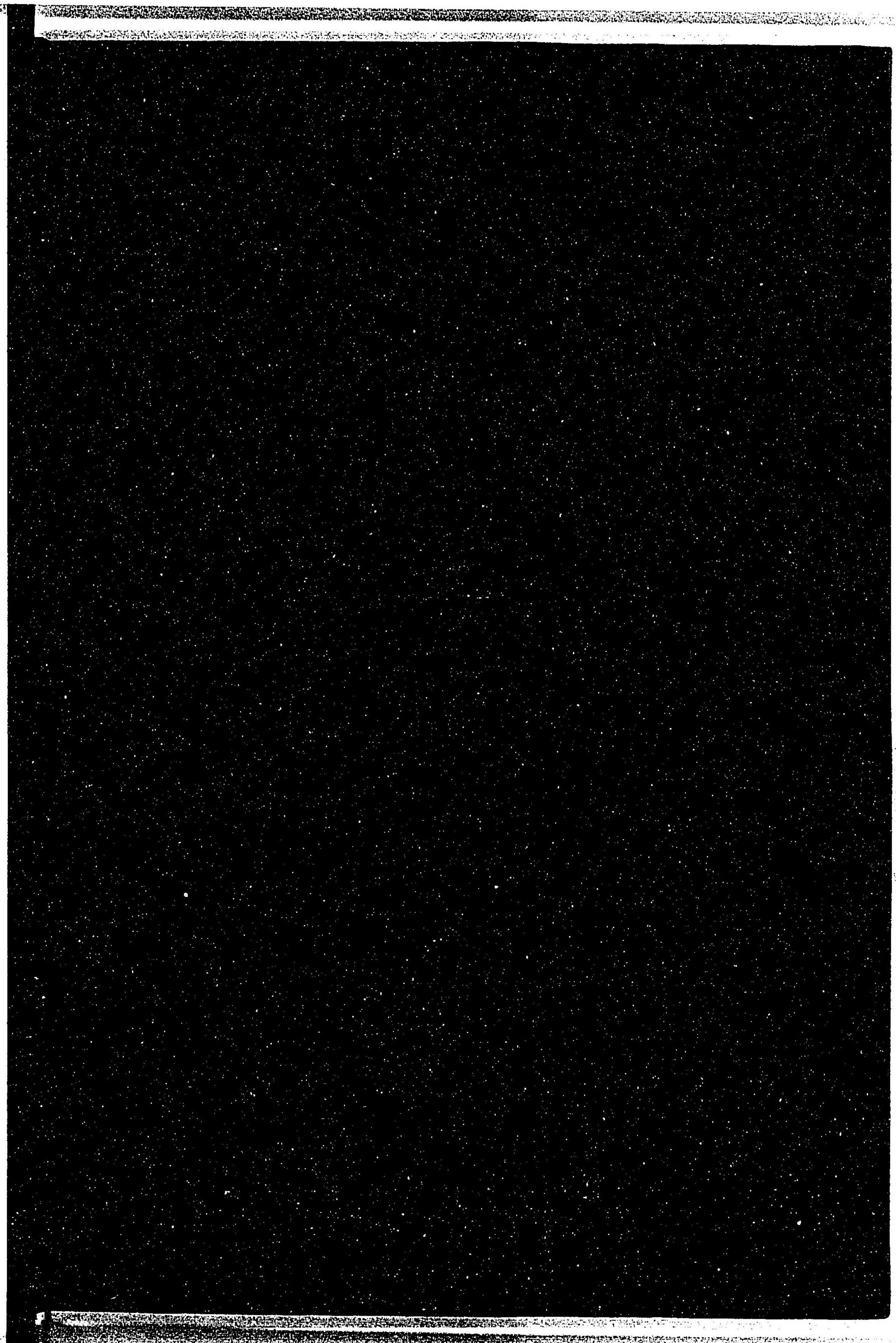
印刷所 忠愛社

東京市京橋區八官町十九番地

8X 18







39
87

M

025239-005-9

39-87

大阪府誌

大阪府／編

第5編

M36

ADC-2648

